

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	介護保険法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐呂間町は、介護保険法に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

北海道佐呂間町長

公表日

令和7年12月10日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険法に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づき、介護保険の被保険者となる方の資格管理、賦課徴収、受給者管理、給付管理とそれに関する調査を行っている。</p> <p>介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理 ③介護給付、予防給付の支給 ④要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る審査 ⑤介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る審査 ⑥居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る審査 ⑦保険料滞納者に係る支払方法 ⑧保険給付の支払の一時差止め</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	Web-TAWN(介護保険・収納管理・宛名管理システム)、国保中央会伝送通信ソフト、要介護認定支援システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
Web-TAWN、介護保険資格に関するファイル、介護保険料賦課徴収に関するファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項、別表100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号利用法第19条第8号及び同号に基づく主務省令第2条の表の項 【情報提供】2,3,6,7,11,15,27,38,42,56,65,69,70,80,83,86,87,108,115,116,125,128,132,137,144,145,158,161の項 【情報照会】131,132の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課参事

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	佐呂間町総務課 〒093-0592 北海道常呂郡佐呂間町字永代町3番地の1 TEL 01587-2-1211
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	佐呂間町総務課 〒093-0592 北海道常呂郡佐呂間町字永代町3番地の1 TEL 01587-2-1211
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[<input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない]		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者本人からマイナンバーの提供を受け、その真正性の確認を行っている。申請者からマイナンバーを得られない場合にのみ行う住基ネット経由でのマイナンバーの照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、システムに情報を入力する際は、複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。				
9. 監査					
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検]	[<input type="checkbox"/> 内部監査]	[<input type="checkbox"/> 外部監査]		
10. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考えられる対策			[<input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する]		
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 従業者に対する教育・啓発 				
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	マイナンバー系の環境へのアクセスが可能な職員については、ICカード及びID/PASSによる認証と限定しており、権限を持たない職員がアクセスすることができないよう制限している。また、アクセスログを記録し定期的に不正なアクセスがないことを確認している。				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 II しきい値判別項目 1. 対象人数	保健福祉課長 斎藤裕美	保健福祉課参事	事後	見直しによる変更
平成31年4月1日	II しきい値判別項目 2. 取扱者数	平成27年3月10日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	見直しによる変更
平成31年4月1日	IV リスク対策	平成27年3月10日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	見直しによる変更
令和1年6月18日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	新様式への変更
令和7年12月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番68	番号利用法第9条第1項、別表100の項	事後	新様式への変更
令和7年12月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項番93、94、95	番号利用法第19条第8号及び同号に基づく主 務省令第2条の表の項 【情報提供】 2,3,6,7,11,15,27,38,42,56,65,69,70,80,83,86,87,10 8,115,116,125,128,132,137,144,145,158,161の項 【情報照会】131,132の項	事後	新様式への変更
令和7年12月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和7年12月1日	事後	新様式への変更
令和7年12月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和7年12月1日	事後	新様式への変更
令和7年12月10日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	—	十分である	事後	新様式への変更
令和7年12月10日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	—	住基ネット照会によりマイナンバーを取得する のではなく、申請者本人からマイナンバーの提 供を受け、その真正性の確認を行っている。申 請者からマイナンバーを得られない場合にのみ 行う住基ネット経由でのマイナンバーの照会 は、4情報又は住所を含む3情報による照会を 行うことを厳守している。また、システムに情報 を入力する際は、複数人での確認を行った上で マイナンバーの紐付けを行い、その記録を残し ている。	事後	新様式への変更
令和7年12月10日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え らる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である	事後	新様式への変更
令和7年12月10日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え らる対策 判断の根拠	—	マイナンバー系の環境へのアクセスが可能な職 員については、ICカード及びID/PASSによる認 証と限定しており、権限を持たない職員がア クセスすることができないよう制限している。ま た、アクセスログを記録し定期的に不正なア クセスがないことを確認している。	事後	新様式への変更